

令和2年度 コミュニティ活動・人材育成事業募集要項

公益財団法人さんりく基金

1. 事業の目的

地域コミュニティの活性化を促すため、持続可能なコミュニティ形成や伝統文化の維持継承など地域課題の解決に向けた地域住民が主体となる取組、また、その取組を担う人材を育成する取組に対し助成を行います。

2. 助成事業の内容

(1) 助成対象事業

県北沿岸地域において、地域住民が主体となり、持続可能なコミュニティ形成に向けた新しい取組や、歴史文化の維持継承のための担い手育成、地域が抱える課題を解決するために地域住民と連携したフィールドワークや試験的な取組等。

(具体例)

- ・災害に強い地域づくりのため、地域住民が専門家や専門機関とともにフィールドワークを行い、ガイドライン等を策定する取組。
- ・震災の教訓を活かした地域の取組をもとに、地域内外との交流を含めた防災活動等の啓発を推進する取組。
- ・専門家、専門機関や事業者との連携により、地域の担い手に適した人材を育成する取組。
- ・伝統作物や希少文化などの維持継承のため、他地域や他分野との連携を推進する取組。(他業種の実例を取り入れた技術習得、ノウハウの収集、世代を交えた学びの場づくりなど)
- ・地域内外の文化交流等を目的とした、新しい拠点の創設に向けた住民主体の取組。
- ・専門知識を有する観光ガイドを育成し、地域の魅力を発信し地域内外の交流を促進する取組。
- ・子どもを中心とした世代間交流等の環境整備に向けた取組。
(子ども食堂や学び場、居場所づくり、地域作物を活かした食育啓発活動など)
- ・持続可能なコミュニティ形成や環境づくり、地域課題解消のための実態調査や、意見収集、プログラム等の試験的な導入などの取組。

※本事業期間に同様の内容で、他の助成金や補助金を受けている事業、単にイベントや講演を開催する事業、備品購入・施設整備等を目的とした事業は対象となりません。

(2) 助成対象者

県北地域又は沿岸地域の特定されたエリアを対象に活動する団体。ただし、主な構成員が地域住民以外の場合は地域住民と連携した活動が可能であり、規約、役員体制等が整備され、活動の実態がある団体であること。

(自治会、集落組織、任意団体、学生団体、非営利活動法人、その他の活動団体等)

※定義

ア「県北地域」とは、二戸市、一戸町、軽米町、及び九戸村の地域をいう。

イ「沿岸地域」とは、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の地域をいう。

(3) 助成要件

助成金額 100万円以内(補助率 10/10以内)

なお、助成金額は千円単位とします。

(4) 助成対象経費

対象経費	備考
謝金	外部専門家に限る。 (県の支給基準を上回る場合は、減額することがある。)
旅費	外部専門家に限る。(領収書添付は必須)
資料購入費	
会場等使用料	
印刷製本費	
備品購入費	耐用年数1年以上のもの。
郵送料・運送料	宛先や用途が明確なものに限る。
機器等レンタル料	
消耗品費	
その他特に必要と認められる経費	【留意事項】 団体の経常的な活動に要する経費(光熱水費や電話代、サーバー管理費等の通信費)や人件費、飲食費、手土産代は対象外。その他の経費は用途が特定できるものに限る。

※対象経費内についても、支給条件がございますので詳しくはQ&Aをご確認ください。

(5) 事業期間

助成金交付決定の日から**令和3年1月31日まで**

※事業期間の延長は行いません。助成対象は、原則、助成金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とします。

3. 申請窓口及び提出書類

提出窓口	提出書類
さんりく基金事務局 (持参又は郵送)	①助成金交付申請書(様式第1号) ②事業計画書(様式第2号) ③事業経費内訳書(様式第3号) (※備品購入の場合は、見積書を添付し備品購入・設備等設置説明書(様式3号の2)を提出。) ④団体規約・団体役員名簿

4. 募集期間及び交付決定時期

事前審査受付期間・応募書類提出期限(書類必着)		交付決定時期
事前審査期間	令和2年2月10日(月)～令和2年4月3日(金)	4月下旬
書類提出期限	令和2年4月10日(金)	

※事前審査(記載内容の確認・活動内容のヒアリング等)を行います。申請書類を作成後、上記の審査期間内にメール又は郵送にて提出願います。事前審査終了後に完成した書類原本を期日までに提出(書類必着・当日消印無効)してください。事前審査の経ない申請は受付できませんので、ご注意ください。

5. 交付決定

助成の可否は、審査委員会に諮り、申請内容を審査したうえで決定します。助成金の交付を決定したときは、審査委員会の意見等を踏まえて事業計画書等の内容を精査したうえで、助成金交付決定通知書により通知します。

6. 助成金の請求・支払方法

- ・助成団体は、助成事業が完了した後、事業実績報告書（様式第10号）に関係書類を添えて提出してください。
- ・特に必要があると認められるときは、交付決定額の9割を上限に前金払いを行うことができます。（ただし、1回目の前金払いは交付決定額の5割を上限とします。2回目以降の前金払いを請求する場合は、中間報告書の提出及び1回目前払いに対する執行状況の確認が必要となります。）

7. その他

助成団体には、事業完了後の実績報告提出時の他、事業成果報告会等での成果報告、当財団が発行する刊行物等への寄稿や画像提供を依頼することがありますので、活動の記録（撮影や資料化）を残してください。

8. 問合せ先・申請書類提出先

公益財団法人さんりく基金 事務局 担当 田村・川村
〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県政策地域部地域振興室内
TEL 019-629-5212 FAX 019-629-5219
E-mail jyosei@sanriku-fund.jp